

太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 38 号

太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例（平成 18 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（排水設備等の工事の実施）

第 8 条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）については、太子町下水道条例（平成元年条例第 20 号）の規定を準用する。

第 9 条（見出しを含む。）中「公認業者」を「指定工事店」に、「認定」を「指定」に改め、「（平成元年条例第 20 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定に基づいてなされた認定、その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例による改正後の条例の相当規定に基づいてなされた認定、その他の処分又は申請、届出その他の手続とみなす。